

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会の多い、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

－ 平成 25 年度税制改正の解説 －

前回のタックスレビューでは平成 25 年度税制改正の主なものを紹介しました。今号のタックスレビューでは、前回取り上げました平成 25 年度税制改正のうち、法人課税及び個人所得課税の主なものについて解説を行いたいと思っております。

1. 法人課税

(1) 設備投資関係の税制改正

設備投資関係の税制改正として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と生産等設備投資促進税制が設けられました。ここでは商業・サービス業・農林水産業活性化税制について紹介したいと思います。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制とは、商業・サービス業、農林水産業を営む中小企業等が店舗改修等のための設備投資を行った場合、30%の特別償却又は7%の税額控除(法人税額の20%を限度)ができる制度です。

商業・サービス業及び農林水産業の中小企業等の設備投資促進税制の概要は次の表のとおりです。

適用法人	指定事業を営む青色申告法人の中小企業等(※1)
指定事業	卸売業、小売業、サービス業、農林水産業
適用要件	商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善に係る指導及び助言を受けて行う店舗改修等であること(※2)
対象設備	器具備品(1台の取得価額が30万円以上) 建物附属設備(1つの取得価額が60万円以上)
特別償却額	対象設備の取得価額×30%
税額控除額	対象設備の取得価額×7%:資本金3,000万円以下の中小企業等限定
控除限度額	法人税額の20%
適用時期	平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に店舗改修等を行った場合

(※1) 指定事業とは、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業をいう。

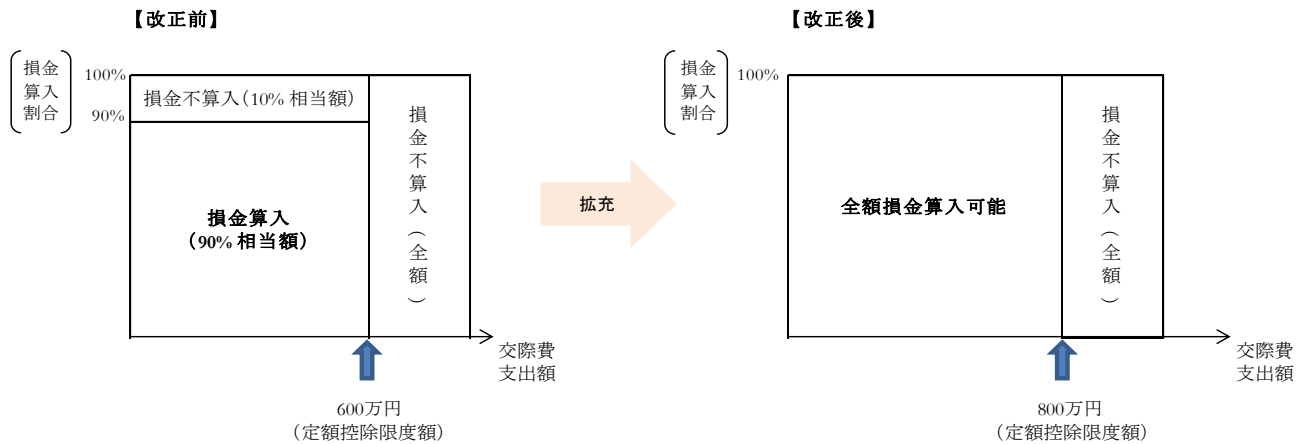
(※2) 経営改善に関する指導及び助言とは、商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいう。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制については税額控除の対象法人は資本金 3,000 万円以下の中小企業等に限定されています。

(2) 交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例の改正

中小法人(資本金 1 億円以下)の場合、交際費の損金算入額は 600 万円が上限でしたが、接待需要の喚起を図るために限度額が 800 万円まで引き上げられます。さらに、現行では限度額までは 10%分は損金不算入でしたが、その 10%分も撤廃となります。つまり、限度額までは全額が損金になります。

【改正前後の損金算入額及び損金不算入額について】



(出所) 経済産業省「平成 25 年度税制改正について」(2013 年 1 月 29 日公表)

中小法人の営業活動の促進を図るとともに、飲食店業を中心とした需要の喚起を図り、中小法人の経済活動の活性化が支援されます。

適用時期は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度となっています。

(3) 雇用労働促進税制

企業による雇用・労働分配を拡大するための税制措置として創設され、青色申告書を提出する法人等において、国内雇用者(役員、特殊関係者等を除く使用人のうち国内に勤務する雇用者)の給与等の支給額が基準事業年度支給額より 5%以上増加した場合は、その「増加額の 10%(中小企業は 20%)」を法人税額から控除できる制度です。

雇用を大きく拡大する企業にとって、大きなメリットを受けられるものと考えられます。

なお、雇用労働促進税制は雇用促進税制との選択適用となっています。

2. 個人所得課税

(1) 所得税の最高税率の見直し

課税所得 4,000 万円超について 45%の税率が設けられ、平成 27 年分以後の所得税から適用されることとなっています。また、所得税の最高税率の引き上げと同時に平成 25 年から平成 49 年までは「所得税額の 2.1%」が税額となる復興特別所得税額も課税されるため、復興特別所得税・住民税を含めた日本の所得税の最高税率は、現行の 50.84%から 55.945%に引き上げられることとなります。

(2) 金融・証券税制(少額投資非課税制度(日本版 ISA)の拡充)

平成 25 年度税制改正では、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が拡充されました。具体的な改正点については次ページの「日本版 ISA に関する主な改正点」をご参照ください。

【日本版ISAに関する主な改正点】

	現 行	平成25年度税制改正
非課税対象	上場株式・公募株式投信の 配当等・譲渡益	同左
口座開設 可能期間	平成26年から28年までの 3年間の各年	平成26年から35年までの 10年間の各年
非課税投資額	毎年、新規投資額で 100万円を上限	同左
非課税期間	最長10年間 ※途中売却は自由 (売却部分の枠は再利用不可)	最長5年間 ※同左
非課税投資総額	最大300万円(100万円×3年間)	最大500万円(100万円×5年間)
口座開設	毎年新たな口座を開設 (最大3口座)	毎年の開設は不要 1人1口座
導入時期	平成26年1月	同左
開設者	非課税口座の開設の日の属する年 1月1日に満20歳以上である居住者等	同左

今回の税制改正により、主な改正点として、非課税口座の開設期間、非課税期間、非課税投資総額、口座開設数などが見直されています。

非課税口座の開設期間は現行では平成 26 年から平成 28 年までの 3 年間ですが、改正案では平成 26 年から平成 35 年までの 10 年間に拡充されています。一方で、非課税期間については現行の最長 10 年間から 5 年間に短縮されています。

また、非課税投資額は現行の最大 300 万円から改正後は最大 500 万円に拡大され、口座開設については現行では毎年新たな非課税口座を開設することとされていましたが、改正後は毎年の新たな口座の開設が不要とされ、1 人 1 口座となります。

(3) 住宅ローン減税

平成 26 年 4 月から消費税率が引き上げられることに伴い税負担が増加することに対応し、住宅取得時の影響を平準化・緩和することを目的に住宅ローン減税の拡充が行われました。

主な改正点としましては以下の通りです。

- ① 住宅ローン減税を平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年間延長
- ② 住宅借入金等の借入限度額、控除率、各年の控除限度額の変更

【住宅ローン減税の改正内容(一般の住宅の場合)】

居住年	控除期間	借入限度額	控除率	各年の 控除限度額	最大控除額
平成26年 1月～3月	10年間	2,000万円	1.00%	20万円	200万円
平成26年4月～ 平成29年12月	10年間	4,000万円	1.00%	40万円	400万円

また、認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除については、適用期限(平成 25 年 12 月 31 日)を平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年延長し、対象住宅に認定低炭素住宅を加えるなどの改正が行われました。

ネクストウィル・タックスレビュー Vol.29

発行日:平成 25 年 3 月 11 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



次回も引き続き平成 25 年度税制改正についての解説を行っていきたいと思います。

上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

【参考文献】

- 平成 25 年度税制改正大綱
- 税務研究会「税務通信」 3248 号、3249 号、3251 号

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニア・コンサルタント 武山 洋介

【事業概要】

■ 法人アドバイザー事業

法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス

■ 個人アドバイザー事業

所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス

■ 財務アドバイザー事業

M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務

企業価値評価業務、事業再生支援業務